



ごみ減量サポーター ガイド

【町田市廃棄物減量等推進員の手引き】

目 次

- 1 ごみ減量サポーターとは
- 2 ごみ減量サポーターと法令の関係
- 3 ごみ減量サポーターの任期と委嘱
- 4 傷害保険と謝礼金
- 5 活動スケジュール
- 6 ごみ減量サポーターの活動事例
- 7 サポーターの皆さまに新たにお願いしたいこと
- 8 よくある質問、問い合わせ先

○『ごみ減量サポーター』の名前の由来

正式名称は『廃棄物減量等推進員』ですが、地域で活躍する推進員を身近に感じてもらえるよう、愛称で呼んでいます。この愛称は、2012年度に『ごみ減量サポーター』となった皆さんで決めたものです。



1 ごみ減量サポーターとは

ごみの分別、資源化、減量の地域住民への取り組みで、
地域と市の3R施策を結ぶ地域のリーダーです。

3Rとは、
リデュース (Reduce) : ごみを作らない
リユース (Reuse) : 大切にくり返し使う
リサイクル (Recycle) : 分けて資源にする

1つめのR (リデュース) とは、ごみを発生させないことです。

○必要ない物は買わない、もらわない

2つめのR (リユース) とは、物を大切に使い、使える物は繰り返し使うことです。

○詰め替え用の製品を選ぶ、いらなくなった物を譲り合う

3つめのR (リサイクル) とは、ごみを資源として再び利用することです。

○ごみを正しく分別する、ごみを再生して作られた製品を利用する

『ごみ減量サポーター』の役割

活動内容として、ごみの分別や再利用の促進、ごみの減量等に関する地域住民への啓発などがあります。



具体的な取組事例は、
「6 ごみ減量サポーター活動事例」をご覧ください。



2 ごみ減量サポーターと法令の関係

1991年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」によって新設された制度です。この改正時に、廃棄物行政の基本的な姿勢が「発生したごみをどう処理するのか」から「3Rを推進してごみの発生をどう抑制するのか」、リデュース、リユースという姿勢に変わりました。

ごみの発生抑制を進めるために、必要不可欠な存在として、『廃棄物減量等推進員（ごみ減量サポーター）』が設けられました。

○廃棄物処理法（抜粋）

廃棄物処理法第5条の8

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

○町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

第10条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進のため、町田市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

○町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（廃棄物減量等推進員）

第7条 条例第10条第1項の規定による廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる事項について、町田市(以下「市」という。)の施策に協力するものとする。

- (1) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (2) 一般廃棄物の資源化及び再利用の促進に関する事項
- (3) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
- (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項



3 2022年度のごみ減量サポーターの委嘱と任期

○推薦・委嘱について

町内会・自治会から『ごみ減量サポーター』として、各地区に1～3名の方を推薦していただき、市長が委嘱します。サポーターの人数は世帯数によって決められています。

- 1000世帯以下：1人、
- 1001～2000世帯以下：2人
- 2001世帯以上：3人

○任期：2年（再任を妨げない）

今回の任期は、2024年3月31日までです。

○2022年度委嘱数

190団体、201名

4 傷害保険と謝礼金

○傷害保険について

『ごみ減量サポーター』の方がその活動中に傷害を被り医師の治療を受けた場合、その程度に応じて保険金をお支払いします。

例えば、ごみ減量のための説明会場へ行く途中で交通事故にあい、傷害を被った場合などが該当します。

**万が一、事故等が起こった場合は、環境政策課3R推進係
(042-797-0530)までご連絡ください。**

保険金額（参考）

死亡保険金：1,000万円、後遺障害保険金：40万円～1,000万円
入院保険金：5,000円/日、通院保険金：3,000円/日

○謝礼金について

謝礼金の支払手続のための必要書類は、12月頃の送付を予定しています。

◆年額 4,800円（源泉徴収予定額 147円）

ごみ減量サポーターの活動に対して、サポーターへ謝礼として支払われるものです。

2月から3月にかけて支払いを行います。

◆源泉徴収のため、個人番号の提供をお願いする場合があります。



5 活動スケジュール

■ 年間スケジュール

- 4月：推薦、活動
- 8月：委嘱式、活動に関するアンケートの提出
- 11月：研修会（予定）
- 12月：中間報告書の提出（予定）
- 3月：年間活動報告書提出

■ 研修会について

新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて開催方法などを検討し、ご案内を送付します。

次は、昨年度に行われた研修会の様子です。

～研修会・施設見学会の様子（2021年度）～

場所：町田市バイオエネルギーセンター

研修会内容 ①町田市のごみの現状と市の取組

②回収後のごみと資源のゆくえ

③ごみの減量と今できること

④施設見学会（町田市バイオエネルギーセンター）

2022年1月から稼働した町田市バイオエネルギーセンターをいち早くサポーターの皆様に見学していただきました。



▲研修会



▲施設見学



6 ごみ減量サポーターの活動事例

「こういったことがやりたいけれど・・・」とお悩みの際は環境政策課3R推進係にご相談ください。制度の説明や助言を行っています。また、新たな取組と一緒に検討することもできます。

【事例①】チラシの回覧で、地域内での啓発活動

ごみ減量や資源化に関する情報や資料（例えば、市の発行物「ごみ減量サポーターニュース」「3Rマップ」等）を、回覧や会合などでお知らせした事例です。今回、「3Rマップ」を同封していますので、ぜひご活用ください。



▲ ある自治会配布した資料



▲市の発行物

【事例②】ごみの分別・出し方説明会の実施

ルール違反のごみ・資源をなくすために、『ごみ減量サポーター』が中心となって、ごみの出し方のルールや分別についての説明会や個別説明を実施している事例です。町田市では、資源とごみの分別方法や、お住まいの地域の収集日がスケジュールで確認できるアプリケーション「町田市ごみ分別アプリ」を無料でダウンロードできますので、ぜひご活用ください。





【事例③】資源とごみの出前講座の実施

『ごみ減量サポーター』が地域と市のパイプ役となって、市職員による「資源とごみの出前講座」が様々な形で実施された事例です。

地域のイベントと同時開催で、「3Rかるた」を使用した子ども向けにかるたで遊びながらごみのお勉強をし、スケルトンごみ収集車“みえるくん”を使用して収集体験を行いました。



【事例④】イベントでリユース食器の利用

町内のイベント、例えば盆踊りやお祭り等での分別ステーションの設置やリユース食器・リサイクル食器を利用した事例です。

事前の申込み、市（まちだエコライフ推進公社）との調整、イベント開始前の分別ステーションなど物品の受け渡し、イベント終了後の分別ステーションにて分別された資源とごみの回収時の立会い等を行いました。



▲分別ステーションの設置



▲リユース食器の利用

分別ステーション設置に必要な備品の無料貸出しや、リユース食器・リサイクル容器の斡旋提供はこちら

【申込】まちだエコライフ推進公社（TEL:042-797-9617）



【事例⑤】 地域リサイクル広場の開催・運営

地域リサイクル広場を町内会・自治会で実施している事例です。
リサイクル広場とは、地域の皆様に資源物を無料で持ち込んでいただく広場です。
開催日時や場所の調整、環境政策課 3R 推進係への申込み等を行いました。



▲地域リサイクル広場開催の様子

7 サポーターの皆さまに新たにお願いしたいこと



2022年1月から稼働した町田市バイオエネルギーセンターですが、2月、6月と燃やせないごみの資源化処理の過程において、火災が発生しました。

原因は、燃やせないごみの緑色の収集袋の中に、分別されずに、スプレー缶やライター、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が混入していたことが、今回の火災の原因と思われます。

また車両火災も何度も発生しており、こちらも収集車の中から大量のライターやスプレー缶が出てきました。

町田市では2022年7月から、従来は家電販売店のみで回収されていた小型充電式電池を、有害ごみの電池の日の回収（行政回収）を開始しています。

ごみ減量サポーターの皆様には、小型充電式電池の行政回収を、地域の皆様に周知していただくとともに、ごみの分別・減量についての更なる啓発について、ご協力をお願いいたします。



8 よくある質問、問い合わせ先

Q. 『ごみ減量サポーター』を交代したい。

A. 役員任期等の理由により、任期途中で交代となる場合には、「ごみ減量サポーター推薦・変更届」の提出をお願いしています。

謝礼金については、月割により算出した額を支払います。

交代する場合は、環境政策課3R推進係へご連絡ください。

Q. ごみ減量サポーター研修会、施設見学会に参加できない。

A. 任意参加です。参加しなければいけないものではありません。

「6 ごみ減量サポーター活動事例」を参考にして、ご自身でできる活動をお願いします。

Q. 必要な書類を紛失してしまった。資料を追加してほしい。

A. ご送付しますので、環境政策課3R推進係にご連絡ください。

Q. 謝礼金の支払日はいつか。

A. 謝礼金の支払手続に必要な書類のご提出後、順次振込手続を進めます（2～3月頃）。振込日の通知はしていませんので、振込口座の通帳記入にてご確認ください。「マチダシカイケイカンリシャ」という名でご入金されます。同日に市役所から他の入金がある場合は合算されて入金されます。



Q. 仕事や家庭の事情で、ごみ減量サポーターの活動をする時間がない。

A. たとえ小さな活動でも、それが地域住民と3Rを結ぶきっかけになると考えます。

回覧版でリチウムイオン電池等の行政回収の開始を周知するといった小さな活動（ごみの分別についての啓発活動）でも、他の住民がより3Rに取り組むきっかけになりえます。



〈問い合わせ先〉

町田市環境資源部 環境政策課3R推進係

電話：042-797-0530

FAX：050-3160-2758

Mail：kshigen010_04@city.machida.tokyo.jp

〒194-0202 町田市下小山田町3160

2022年8月発行